

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	仙台塩釜港石巻港区制限区域立入許可証発行一覧	
行政機関等の名称	宮城県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部石巻港湾事務所	
個人情報ファイルの利用目的	石巻港区内の制限区域で日常的に荷役作業等で入場する者に対して立入許可証を交付する際、本人確認、所属確認、目的確認を行うため利用する。	
記録項目	1 記号/番号, 2 所属(会社名), 3 所属(会社)住所, 4 氏名, 5 港区名, 6 生年月日, 7 所属連絡先, 8 発行理由, 9 発行年月日, 10 失効返納回収年月日, 11 有効期限, 12 失効理由, 13 許可証廃棄確認	
記録範囲	平成25年度以降制限区域立入許可証の交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	仙台塩釜港石巻港区制限区域立入許可証交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	港湾警備委託先 株式会社東武	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部県政情報・文書課	
	(所在地) 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	-	
備考	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第32条で定められている埠頭保安規程内にて、本文書の関係職員以外の閲覧を原則禁止し、業務上の必要に基づく閲覧のみを認めている。	